

# 国保税引き上げ案否決

議案第78号、小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を12月定例議会で賛成2、反対19で否決しました。

この改正案は、加速する高齢化や医療費の増大等で収支は著しく悪化し、今後も給付費は増加の傾向が続くことが予想されるので、安定的な事業運営をするために、条例の改正を行うものとし提案されました。

## 国保事業の運営状況

単位：千円

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
収入決算額	4,127,603	4,435,535	4,837,034	4,510,978	4,764,423	4,688,660	
支出決算額	4,029,686	4,341,259	4,780,151	4,563,421	4,785,154	4,860,911	
決算収支額	97,917	94,276	56,883	△ 52,443	△ 20,731	△172,251	
単年度収支	△183,821	△ 56,507	△ 87,088	△109,214	28,139	△151,465	
主補填	基金繰入	77,000	53,000	50,000	18,000	3,624	0
	繰越金	204,948	97,917	94,276	56,883	0	0
	繰上充用	0	0	0	52,443	20,731	172,251

※単年度収支 = 歳入 - 歳出 - 繰越金 - 基金繰入 + 基金積立金

### ※主な補填

- ・基金繰入は、国民健康保険基金から収入金に充当するものです。
- ・繰越金は、前年度からの繰越金を収入金に充当するものです。
- ・繰上充用は、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充当するものです。

## 税率等の改正案

	改正前	改正後	増加分
所得割	12.1%	14.5%	2.4%
被保険者均等割	36,000円	42,300円	6,300円
世帯平等割	特定世帯以外の世帯 42,000円	特定世帯以外の世帯 46,100円	特定世帯以外の世帯 4,100円
	特定世帯 23,500円	特定世帯 25,900円	特定世帯 2,400円

## 改正によるモデル例

夫(42歳) 妻(42歳) 子ども 2人の4人世帯の場合  【夫：所得233万円】 【妻：専業主婦】		改正前	改正後	増加分
	医療分	301,600円	330,000円	28,400円
	介護分	75,400円	83,200円	7,800円
	支援分	39,000円	73,900円	34,900円
	年税額	416,000円	487,100円	71,100円

## 総務常任委員会での主な意見

- ・一般財源を投入することに「公平感に欠ける」と言われるが、他の特別会計でも投入しているのではないか。
- ・今回税率を上げても、また赤字になる。
- ・保健予防を含めた医療費の抑制に努め、徴収率向上を図ると同時に一般財源の投入も含めて税率を上げることが重要である。